

消費税の届出書等について

事業者は、消費税法に規定されている各種届出の要件に該当する事由が生じた場合又は各種特例等の適用を受けようとする場合には、その旨を記載した届出書等を提出しなければなりません。

このパンフレットでは、消費税に関する主な届出書等の内容や提出時期、提出に当たっての注意点等を説明しています。

提出が必要な届出書・申請書

ページ

【納税義務関係】

- | | | |
|---|--|---|
| ① | （基準期間又は特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合）
<u>消費税課税事業者届出書</u> | 3 |
| ② | （基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合）
<u>消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書</u> | 5 |
| ③ | （消費税の課税事業者を選択する場合）
<u>消費税課税事業者選択届出書</u> | 5 |
| | （消費税の課税事業者の選択をやめる場合）
<u>消費税課税事業者選択不適用届出書</u> | 5 |
| ④ | （新規に設立した法人の事業年度開始の日における資本金の額等が1,000万円以上である場合）
<u>消費税の新設法人に該当する旨の届出書</u> 【法人のみ】..... | 6 |
| ⑤ | （新規に設立した法人が事業年度開始の日において特定新規設立法人に該当する場合）
<u>消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書</u> 【法人のみ】..... | 6 |

【簡易課税・異動・中間申告・期間特例・期限延長関係】

- | | | |
|---|--|----|
| ⑥ | （消費税の簡易課税制度を選択する場合）
<u>消費税簡易課税制度選択届出書</u> | 7 |
| | （消費税の簡易課税制度の選択をやめる場合）
<u>消費税簡易課税制度選択不適用届出書</u> | 8 |
| ⑦ | （法人の納税地等に異動があった場合）
<u>法人の消費税異動届出書</u> 【法人のみ】..... | 8 |
| ⑧ | （任意の中間申告書を提出する場合）
<u>任意の中間申告書を提出する旨の届出書</u> | 8 |
| | （任意の中間申告書の提出をやめる場合）
<u>任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書</u> | 8 |
| ⑨ | （消費税の課税期間を短縮・変更する場合）
<u>消費税課税期間特例選択・変更届出書</u> | 9 |
| | （消費税の課税期間の短縮をやめる場合）
<u>消費税課税期間特例選択不適用届出書</u> | 9 |
| ⑩ | （法人が消費税の申告期限を延長する場合）
<u>消費税申告期限延長届出書</u> 【法人のみ】..... | 10 |
| | （法人が消費税の申告期限の延長をやめる場合）
<u>消費税申告期限延長不適用届出書</u> 【法人のみ】..... | 10 |

- ⑪ (やむを得ない事情により消費税課税事業者選択(不適用)届出書を提出できなかった場合)
[消費税課税事業者選択\(不適用\)届出に係る特例承認申請書](#)…………… 11
- ⑫ (やむを得ない事情により消費税簡易課税制度選択(不適用)届出書を提出できなかった場合)
[消費税簡易課税制度選択\(不適用\)届出に係る特例承認申請書](#)…………… 11
- ⑬ (災害等により消費税簡易課税制度の選択(不適用)を受けることが必要となった場合)
[災害等による消費税簡易課税制度選択\(不適用\)届出に係る特例承認申請書](#)…………… 11

令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者の方については、これらとは別に、特定非常災害の被災事業者向けの特例が設けられています。

〔令和6年能登半島地震に係る特例〕



こちらの特例の内容について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「[消費税の届出等に関する特例について](#)」(令和6年能登半島地震に関するお知らせ)をご覧ください。

提出が必要な届出書・申請書【インボイス制度関係】

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」(以下「インボイス制度」といいます。)が開始されました。

インボイス制度の下では、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、「適格請求書発行事業者」(以下「インボイス発行事業者」といいます。)が交付する「適格請求書」(以下「インボイス」といいます。)などの請求書等の保存が必要となります。

売手がインボイスを交付するためには、所轄税務署長から「インボイス発行事業者」の登録を受けることが必要です。

【登録に当たっての留意事項】

- ・ 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- ・ 課税事業者であっても、自動的に登録されるわけではなく、登録申請が必要です。
- ・ インボイス発行事業者となるための申請手続については、インボイス制度特設サイトの「[申請手続](#)」をご確認ください。

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。

特設サイトでは、インボイス制度について解説した動画やインボイス制度に関するQ&Aなどを随時掲載しています。



【インボイス制度関係】

- ⑭ (インボイス発行事業者の登録を受けようとする場合)
[適格請求書発行事業者の登録申請書](#)…………… 12
- (インボイス発行事業者の登録をやめようとする場合)
[適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書](#)…………… 13
- ⑮ (国税庁ホームページでの公表事項を追加又は変更しようとする場合)
[適格請求書発行事業者の公表事項の公表\(変更\)申出書](#)…………… 14
- ⑯ (適格請求書発行事業者登録簿に登載された事項に変更があった場合)
[適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書](#)…………… 14

納税義務等の特例

- 注意 [調整対象固定資産を取得した場合は](#)…………… 15
- 注意 [高額特定資産を取得等した場合は](#)…………… 15・16
- 注意 [高額特定資産である棚卸資産等について調整措置の適用を受けた場合は](#)…………… 17